

2020年4月30日
株式会社七十七銀行

新型コロナウイルス感染症にかかる「実質無利子・無担保融資」の取扱開始について

株式会社七十七銀行（頭取 小林 英文）では、新型コロナウイルス感染症にかかる政府の第3弾緊急経済対策に伴い、「実質無利子・無担保融資（宮城県制度）」の取扱いを、2020年5月1日（金）より開始いたしますのでお知らせします。

記

1. 制度融資名

宮城県中小企業経営安定資金（新型コロナウイルス感染症対応資金）（以下「本制度融資」という。）

2. 対象者

新型コロナウイルス感染症による直接的・間接的に影響を受けられた宮城県内の事業者さま

3. 制度融資の内容

別紙のとおりです。

4. その他

本制度融資以外にも、ご利用可能な制度融資等を各種取り揃えております。

(参 考)

リリース日	内 容
3月12日（木）	「新型コロナウイルス緊急ご融資」
3月 3日（火）	「宮城県関連制度融資の追加」
2月28日（金）	「宮城県関連制度融資の取扱開始」

以 上

(別 紙)

制度融資の内容

	宮城県中小企業経営安定資金（新型コロナウイルス感染症対応資金）		
	セーフティネット保証4号	危機関連保証	セーフティネット保証5号
取扱店	宮城県内営業店		
ご融資対象者	市町村長の認定を受けた宮城県内の事業者さま		
	新型コロナウイルス感染症にかかる影響を受け、「最近1ヵ月の売上高等と前年同月比の減少割合」および「その後2ヵ月を含む3ヵ月間の売上高等と前年同期比の減少割合」が、下記のとおり見込まれる方	新型コロナウイルス感染症にかかる影響を受け、「最近3ヵ月の売上高等と前年同月比の減少割合」が、下記のとおり見込まれる方	
	20%以上	15%以上	5%以上
お使いみち	運転資金または設備資金		
ご融資金額	3,000万円以内		
ご融資期間	10年以内（うち据置期間5年以内）		
ご融資利率	年1.30%（固定金利）		
利子補給	実行日から3年間全額利子補給（宮城県から直接補給となります。） ただし、所定の要件により利子補給を受けられない場合もございます。		
ご融資形式	証書貸付		
ご返済方法	元金均等返済		
担保	不要		
保証人	宮城県信用保証協会保証 1. 法人 原則代表者 2. 個人事業者 不要		
保証料	原則、全額補助となります。 ただし、セーフティネット保証5号について、「売上減少割合15%未満」で認定取得された一部の事業者さまは、半額となります。		

注. 宮城県外の事業者さまにおかれましても、新型コロナウイルス感染症にかかる「融資ご相談窓口」またはフリーダイヤルにてご相談を承っております。

以上